

《鹿児島県の最低賃金》

必ずチェック 最低賃金！
使用者も労働者も

★ 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	790円 [令和元年10月2日 までは761円]	令和元年 10月3日	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

★ 特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む)	788円 【令和元年10月3日 から鹿児島県最低賃金額790円以上の 支払いが必要です。】	平成30年 12月28日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます)。 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、鋳ばり取り、刻印又は選別の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
自動車(新車)小売業	821円	平成30年 12月28日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます)。 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

●最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●特定最低賃金(産業別最低賃金)は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、「外国人技能実習生」は、「技能習得中のもの」には該当しません。

●最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<https://isite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

最低賃金テレフォンサービス TEL099-223-8881